二　看護師及び准看護師　療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

三　看護補助者　療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

四　栄養士　病床数百以上の病院にあつては、一

3　法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、次のとおりとする。

一　診療放射線技師、事務員その他の従業者　病院の実状に応じた適当数

二　理学療法士及び作業療法士　療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数

第二十一条第一項を次のように改める。

法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の施設及びその構造設備に係るものに限る。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有することとする。

一　消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）　蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒施設を有する病院に限る。）。

二　談話室（療養病床を有する病院に限る。）　療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。

三　食堂（療養病床を有する病院に限る。）　内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

四　浴室（療養病床を有する病院に限る。）　身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

第二十一条第二項を削る。

第二十一条の二第一項中「、看護師及び看護の補助その他の業務の従事者の員数の標準は、次のとおり」を「の員数の標準は、一」に改め、同項各号を削り、同条に次の三項を加える。

2　法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準（療養病床を有する診療所の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。

一　看護師及び准看護師　療養病床に係る病院の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

二　看護補助者　療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

3　法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、事務員その他の従業者を療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数置くこととする。

4　第十九条第五項の規定は、第二項各号に掲げる事項について準用する。

第二十一条の四第一項を次のように改める。

法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備に係るものに限る。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものについては、第二十一条第二号から第四号までの規定を準用する。

第二十一条の四第二項を削る。

第二十二条の四の二中「又は第二十一条の二」を「若しくは第二十一条の二」に改め、「標準」の下に「又は都道府県の条例で定める員数」を加える。

第三十条の二十九第一項中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十条の二十一第二項中「算定標準」を「算定基準」に改める。

第三十条の三十三第一項中「標準」を「基準」に改める。

第四十三条の二中「及び第三号」を「及び第二項第一号」に、「同項第四号」を「同条第二項第二号」に改める。

別表第六備考中「標準」を「基準」に改める。

（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正）

第四条　毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別記第十八号様式、別記第十九号様式の(1)及び別記第十九号様式の(2)中「都道府県知事」を「都道府県知事　保健所設置市市長　特別区区長」に改める。

（薬事法施行規則の一部改正）

第五条　薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「都道府県知事」の下に「（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項、第六条並びに第十五条の四第二項において同じ。）」を加える。

第九条中「都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を加える。

第十六条第三項中「されている都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を加える。

第十九条第一項中「都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項、第二十三条第一項、第三十八条、第四十六条第一項、第四十八条第一項及び第二項、第二百十三条第一項並びに第二百五十四条において同じ。）」を加える。

第二十五条第一項中「、都道府県知事」の下に「、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を、「又は都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項並びに第三十一条において同じ。）」を加え、同条第四項中「都道府県知事」の下に「（その」を、「又は都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局にあつては、その」を加える。

第百条第三項中「されている都道府県知事」の下に「（その」を、「若しくは都道府県知事」の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局にあつては、その」を、「都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」を、「事務を都道府県知事」及び「、都道府県知事」の下に「、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を加える。

第百六条第一項第六号中「第三項」を「第四項」に改める。

第百三十九条第一項中「地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）」を「保健所を設置する市」に改め、同条第二項中「、第一条第二項中「されている都道府県知事」とあるのは「されている都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）と」及び「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）と、」を削る。